

第441回南国市議会定例会会議録

第7日 令和7年9月19日 金曜日

出席議員

1番 斉藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 斉藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 浜田雅士
21番 今西忠良	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
副市長 岡崎拓児	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 溝渕浩芳	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 北村長武	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 高野正和	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 こども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 山崎浩司
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 篠原正一

住 宅 課 長	松 岡 千 左	上下水道 局 長	橋 詰 徳 幸
会 計 管 理 者 兼 長	竹 村 亜 希 子	福祉事務 所 長	天 羽 庸 泰
会 計 課 長			
教 育 長	竹 内 信 人	学校教育 課 長	池 本 滋 郎
生涯学習 課 長	前 田 康 喜	監 査 委 員 長	中 村 比 早 子
農 業 委 員 会 長	弘 田 明 平	消 防 長	三 谷 洋 亮
事 務 局 長			

*—

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	野 口 裕 介	次	長	門 脇 智 哉
書	記	三 谷 容 子		

*—

議事日程

令和 7 年 9 月 19 日 金曜日 午前10時開議

- 第 1 議案第 1 号 令和 6 年度南国市一般会計歳入歳出決算
- 第 2 議案第 2 号 令和 6 年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第 3 議案第 3 号 令和 6 年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第 4 議案第 4 号 令和 6 年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第 5 議案第 5 号 令和 6 年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 第 6 議案第 6 号 令和 6 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算
- 第 7 議案第 7 号 令和 6 年度南国市水道事業会計決算の認定について
- 第 8 議案第 8 号 令和 6 年度南国市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 9 議案第 9 号 令和 6 年度南国市下水道事業会計決算の認定について
- 第10 議案第10号 令和 7 年度南国市一般会計補正予算
- 第11 議案第11号 令和 7 年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第12 議案第12号 令和 7 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第13 議案第13号 南国市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 南国市水道給水条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 南国市下水道条例及び南国市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

- 第17 議案第17号 南国市行政情報公開条例及び南国市個人情報の保護に関する法律施行条例
の一部を改正する条例
- 第18 議案第18号 市道の廃止について
- 第19 議案第19号 市道の認定について
- 第20 議案第20号 南国市立図書館カーテン一式購入契約の締結について
- 第21 議案第21号 南国市立図書館指定備品一式購入契約の締結について
- 第22 承認要求書
- 第23 議員派遣の件

＊

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第23まで

議発第1号より議発第2号まで

＊

午前10時2分 開議

○議長（岩松永治） これより本日の会議を開きます。

＊

議案第1号から議案第21号まで

○議長（岩松永治） この際、議案第1号から議案第21号まで、以上21件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長斉藤喜美子議員。

＊

令和7年9月17日

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

総務常任委員長
斉 藤 喜美子

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第

103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第10号	令和7年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第2款総務費 第9款消防費 第2条 繰越明許費 第3条 債務負担行為の補正 第4条 地方債の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第17号	南国市行政情報公開条例及び南国市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第20号	南国市立図書館カーテン一式購入契約の締結について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第21号	南国市立図書館指定備品一式購入契約の締結について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

＊

〔7番 斉藤喜美子議員登壇〕

○7番（斉藤喜美子） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第2号、議案第10号、議案第17号、議案第20号、議案第21号の6件であります。去る17日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和6年度南国市一般会計歳入歳出決算及び議案第2号令和6年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の2件につきましては、なお引き続き慎重審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第10号令和7年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳

入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第2款総務費、第9款消防費、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、4億8,426万5,000円の増額計上であります。

その所要一般財源は2億4,308万8,000円であり、地方交付税8,873万3,000円、県支出金59万8,000円、過年度分障害者自立支援給付費等負担金970万9,000円、過年度分生活保護費負担金1,038万8,000円、繰越金1億3,542万8,000円を増額計上、地方特例交付金を176万8,000円減額計上し、補正財源とするものであります。

歳出の主なものは、総務費関係では、電子自治体推進事業費2,033万8,000円、国・県支出金返還金9,248万7,000円を増額計上し、消防費関係では、事前復興まちづくり計画策定業務委託料及び商工会館外壁改修工事補助金を含む防災費1,933万3,000円を増額計上するものであります。

繰越明許費では、農林水産業費2,082万5,000円、土木費130万4,000円、消防費1,213万3,000円、教育費9,300万1,000円を計上するものであります。

また、債務負担行為では、市民課窓口業務委託に係る限度額1億9,300万円、南国市こども計画策定業務委託に係る限度額459万8,000円、一般廃棄物処理事業に係る業務委託に係る限度額1億4,054万4,000円及び学校給食用食材購入費に係る限度額2億5,321万9,000円を追加するものであります。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号南国市行政情報公開条例及び南国市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例につきましては、行政情報公開請求及び保有個人情報開示請求における公開又は開示の方法について、データを光ディスクに複写したものを交付する方法を追加することから、これらの条例の一部を改正することと併せて、南国市行政情報公開条例に規定する目録の整備について、現状に即した内容となるよう見直しを行うものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号南国市立図書館カーテン一式購入契約の締結についてにつきましては、新図書館で使用するカーテン一式の購入に当たり、令和7年7月17日に指名競争入札を実施した結果、2,933万7,000円で契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第21号南国市立図書館指定備品一式購入契約の締結についてにつきましては、新図書館で使用する利用者のテーブル、椅子等の備品一式の購入に当たり、令和7年7月17日

に指名競争入札を実施した結果、1,910万7,000円で契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） 産業建設常任委員長丁野美香議員。

＊

令和7年9月17日

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

産業建設常任委員長

丁 野 美 香

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第10号	令和7年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費 第11款災害復旧費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第13号	南国市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第14号	南国市水道給水条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第15号	南国市下水道条例及び南国市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第16号	南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一	原案を可決	適当と認める

	部を改正する条例	すべきもの	
第18号	市道の廃止について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第19号	市道の認定について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

＊

〔9番 丁野美香議員登壇〕

○9番（丁野美香） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第5号、議案第7号から議案第10号まで、議案第13号から議案第16号まで、議案第18号、議案第19号の11件であります。去る9月17日に委員会を開催し、副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第5号令和6年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算は、特別会計の決算議案であり、また、議案第7号令和6年度南国市水道事業会計決算の認定について、議案第8号令和6年度南国市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第9号令和6年度南国市下水道事業会計決算の認定については、公営企業会計の決算関係議案であります。これら4件につきましては、なお引き続き慎重審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第10号令和7年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費についてであります。主な内容は、農林水産業費関係では、農業振興育成補助金等事業費1,428万6,000円、畜産振興育成補助金等事業費1,790万円及び市単独農道水路維持管理費1,200万円を増額計上し、土木費関係では、道路維持費7,450万円、市単独道路新設改良事業費5,500万円及び住宅管理費1,023万4,000円を増額計上し、災害復旧費関係では、道路橋梁災害復旧事業費2,099万円を増額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号南国市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、政令の引用条項について条ずれが生じたことから、本条例の

一部を改正するもので、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号南国市水道給水条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年能登半島地震において、個人で管理する水道の宅内配管の復旧が遅れたことにより、家庭で水が使用できない状況が長期化したことを踏まえ、災害その他非常の場合に限り、他市町村の水道事業者等に給水装置工事を行わせることができるようにすることから、本条例の一部を改正し、あわせて、罰則に係る規定について、他の法令の規定による処罰が可能であることから、同規定を削る改正を行うものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号南国市下水道条例及び南国市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年能登半島地震において、下水道の排水設備の工事を行う業者自身の被災により、排水設備の復旧が遅れたことを踏まえ、災害その他非常の場合に限り、他市町村長の指定を受けた業者に排水設備の工事を行わせることができるようにすることから、これらの条例の一部を改正し、あわせて、下水道の排水設備の工事を行う業者の要件の見直し等の改正を行うものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業について、1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できるようにすることから、本条例の一部を改正するもので、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号市道の廃止についてにつきましては、本議案の東部自動車道側道6号線及び東部自動車道側道8号線は、市道認定の延伸に伴い、終点の変更が必要であることから、新川西線は、県道南国インター線の拡幅に伴い、起点及び終点の変更が必要であることから、中ノ町1号線は、市道後免駅南北線の整備に伴い、起点及び終点の変更が必要であることから、それぞれ一度廃止するものです。また、中町南北線及び栄町6号線は、市道後免駅南北線の整備に伴い、廃止するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第19号市道の認定についてにつきましては、本議案の東部自動車道側道6号線及び東部自動車道側道8号線は、市道認定の延伸に伴い、終点の変更が必要であることから、一度廃止を行った後、再度認定するものであり、東部自動車道9号線、東部自動車道10号線及び東部自動車道11号線は、国から高知東部自動車道の一部の移管を受けたため、市道として認定するものであり、新川西線は、県道南国インター線の拡幅に伴い、起点及び終点の変更が必

要であることから、一度廃止を行った後、再度認定するものであり、中ノ町1号線は、市道後免駅南北線の整備に伴い、起点及び終点の変更が必要であることから、一度廃止を行った後、再度認定するものです。去る9月16日に担当課長立会いの下で現地調査を行い、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） 教育民生常任委員長杉本理議員。

＊

令和7年9月17日

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

教育民生常任委員長

杉 本 理

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第10号	令和7年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第11号	令和7年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第12号	令和7年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

＊

〔 8 番 杉本 理議員登壇〕

○ 8 番（杉本 理） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 6 号、議案第 10 号から議案第 12 号までの以上 6 件であります。去る 9 月 17 日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第 3 号令和 6 年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第 4 号令和 6 年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算、議案第 6 号令和 6 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の 3 件につきましては、いずれも特別会計の決算議案であり、なお、引き続き慎重審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第 10 号令和 7 年度南国市一般会計補正予算、第 1 条歳入歳出予算の補正、歳出第 3 款民生費、第 4 款衛生費、第 10 款教育費についてであります。主なものは、民生費関係では、放課後児童対策事業費 1,367 万 1,000 円を増額計上し、衛生費関係では、保健衛生予防費 3,663 万 9,000 円を増額計上し、教育費関係では、公民館管理費 5,226 万 1,000 円を増額計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 11 号令和 7 年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、補正予算の規模は 1 億 2,378 万 4,000 円を増額計上であります。歳入では、繰越金 1 億 2,093 万 3,000 円及び過年度分地域支援事業交付金精算に係る雑入 285 万 1,000 円を増額計上し、歳出においては、介護給付費準備基金積立金 4,642 万 1,000 円及び国・県・支払基金への返還金 7,736 万 3,000 円を増額計上したものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第 12 号令和 7 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、補正予算の規模は 4,918 万 2,000 円を増額計上であります。歳入では、繰越金 4,918 万 2,000 円を増額計上し、歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金 4,918 万 2,000 円を増額計上したものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） これにて委員長の報告は終わりました。

＊

○議長（岩松永治） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（岩松永治） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 討論を終結いたします。

＊

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第9号まで、以上9件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも継続審査の申出であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第9号まで、以上9件は継続審査に付することに決しました。

次に、議案第10号から議案第21号まで、以上12件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第21号まで、以上12件はいずれも原案のとおり可決されました。

＊

承認要求書

○議長（岩松永治） 日程第22、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

- 1. 事 項 本委員会の所管に属する事項
- 1. 目 的 所管事項の把握
- 1. 方 法 委員会開催・調査のための視察等
- 1. 期 間 調査終了まで

令和7年9月19日

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

総務常任委員長 斉 藤 喜 美 子

産業建設常任委員長 丁 野 美 香

教育民生常任委員長 杉 本 理

議会運営委員長 今 西 忠 良

＊

○議長（岩松永治） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

議員派遣の件

○議長（岩松永治） 日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決しました。

＊

○議長（岩松永治） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

議発第 1 号から議発第 2 号まで

○議長（岩松永治） ただいま議発 1 号及び議発第 2 号、以上 2 件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

＊

議発第 1 号

地方財政の充実・強化に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 19 日 提出

提出者	南国市議会議員	松 本 信之助
賛成者	〃	杉 本 理
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	浜 田 雅 士
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	土 居 恒 夫

賛成者 南国市議会議員 西 内 俊 二

〃 〃 齊 藤 正 和

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....
議発第 1 号

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要、また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算、また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも対応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得

税や偏在性がより小さい消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を毀損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。
11. 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月19日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 様
財 務 大 臣	加 藤 勝 信 様
総 務 大 臣	村 上 誠 一 郎 様
厚 生 労 働 大 臣	福 岡 資 麿 様
国 土 交 通 大 臣	中 野 洋 昌 様
デ ジ タ ル 大 臣	平 将 明 様
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣	三 原 じゅん 子 様

(こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助)

＊

議 発 第 2 号

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求め
る意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 19 日 提出

提出者	南国市議会議員	杉 本 理
賛成者	〃	松 本 信之助
〃	〃	今 西 忠 良

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

議 発 第 2 号

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求め
る意見書

2013年から2015年にかけて、生活保護基準のうち、生活費の部分に当たる生活扶助基準が平均6.5%、最大10%引き下げられた（以下、「本件引下げ」という）。

本件引下げについて、全国29都道府県1,027名の原告が取消しを求めて提訴したところ、本年6月27日、最高裁判所は、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱またはその濫用があり違法であるとして、本件引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡した。

本来、法治国家として、国は、司法が下した判断に従い速やかに違法状態を是正し、被害を回復しなければならないはずである。しかし、国は、最高裁判決から既に2か月が経過しているにもかかわらず、いまだ同訴訟の原告をはじめとする生活保護利用者への謝罪や保護費の遡及支給などの被害回復措置を取らず、違法状態を放置している。

生活保護利用者の多くは高齢者や障がい・傷病者であるところ、数百万人の生活保護利用者が10年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権（憲法第25条）と個人の尊厳（憲法第13条）を侵害され続けている状態にあることから、最高裁判決に基づく全ての生活保護利用者の被害回復を一刻も早く行うことが切実に求められている。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度と連動するものであり、本件引下げに伴いこれらの諸制度の対象者への悪影響も生じたところ、同影響の調査及び被害の回復も行うべきである。

よって、国に対して、全面解決のために、被害者たる全ての生活保護利用者への謝罪及び保護費の遡及支給等被害回復の措置を速やかに取ること並びに生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査と被害回復を図ること、システム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うことを要請する。また、発生した差額を支給した際は、収入認定しないことを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月19日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福志郎 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 様
厚 生 労 働 大 臣	福 岡 資 麿 様

法 務 大 臣 鈴 木 馨 祐 様
財 務 大 臣 加 藤 勝 信 様

＊

○議長（岩松永治） お諮りいたします。この際、以上2件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

＊

○議長（岩松永治） この際、議発第1号及び議発第2号、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました2件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

まず、議発第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議発第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立少数であります。よって、議発第2号は否決されました。

＊

○議長（岩松永治） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第441回南国市議会定例会を閉会いたします。

議員、執行部の皆様、お疲れさまでした。

午前10時25分 閉会